

家電リサイクル小委員会の設置について（案）

令和 年 月 日
循環型社会部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会循環型社会部会（以下「部会」という。）に、家電リサイクル小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
2. 小委員会は、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）の施行状況及び家電リサイクルの促進について検討を行う。
3. 小委員会の決議は、中央環境審議会循環型社会部会長の同意を得て、部会の決議とすることができる。

家電リサイクル小委員会について(案)
(参考資料)

1. 目的

家電リサイクル制度の施行状況や各種施策の実施状況等の評価等について御審議いただく。

2. 主な審議事項

- 基本方針に記載の目標に対する実績の評価、課題の取りまとめ
- 家電リサイクルの促進についての検討

3. スケジュール

- 令和8年1月頃に第1回を開催予定。

4. その他

- 小委員会におけるとりまとめ結果は、循環型社会部会にも報告。

以上